

岐阜県食品安全行動基本計画

～第3期～

食の安全、安心に関する5か年計画

概要版

岐阜県



岐阜県食品安全行動基本計画とは

岐阜県食品安全基本条例第20条に基づき、食品等の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する施策の方向や指針、具体的な行動目標を定めるものです。計画期間は5年間で、第3期は平成26年度から平成30年度の5年間です。



目 標

すべての県民とのコラボレーションにより、「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指します。

『重視する手法』コラボレーション

コラボレーションは「共同作業」「協働」といった意味で使われますが、本計画におけるコラボレーションは、共同作業に止まらず、共同作業によって新たに生まれる効果を期待するものです。

コラボレーションが有機的なつながりを生み、それぞれが自らの役割を再認識するとともに、新たな視点を持つことができます。それが、それぞれの取り組みにおいて創造的な質の向上をもたらします。

事業の実施にあたってはコラボレーションを意識し、イベントなどの単発型事業にとどまらず、より長期・持続的なコラボレーションの実現を目指します。



施策の方向

目標を実現するため、次の3つの方向に向かって施策を推進していきます。

- 施策の方向1** 食品等の安全性の確保
- 施策の方向2** 食品に対する安心感の向上
- 施策の方向3** 将来にわたる安全な食生活の確保

施策の方向	具体的な施策
1 食品等の 安全性の確保	1 コンプライアンスの推進 重点施策 2 食中毒防止対策の推進 重点施策 3 監視指導・検査の推進 (1)食品関連施設の監視指導 (2)アレルギー物質対策 重点施策 (3)放射性物質対策 (4)農薬対策 (5)食品添加物対策 (6)遺伝子組換え食品対策 (7)環境汚染物質・環境因子対策 (8)動物用医薬品対策 (9)牛海綿状脳症(BSE)対策 (10)健康食品対策 (11)食品表示対策 重点施策 (12)輸入食品対策 4 危機管理体制の構築
2 食品に対する 安心感の向上	1 リスクコミュニケーションの推進 (1)双方向のリスクコミュニケーション 重点施策 (2)食品の安全と信頼に関する情報の提供 (3)県民の意見の収集と活用
3 将来にわたる 安全な食生活 の確保	1 環境にやさしい農業の推進 2 地産地消の推進 3 食品の安全を支える調査研究の推進 4 食品の安全を守る人材の確保・育成 重点施策

重点施策

消費者の不安の高まりにこたえるため、県として特に力を入れて取り組む6つの施策を「重点施策」として位置づけます。

【重点施策】

- 1 コンプライアンスの推進
- 2 食中毒防止対策の推進
- 3 アレルギー物質対策
- 4 食品表示対策
- 5 双方向のリスクコミュニケーション
- 6 食品の安全を守る人材の確保・育成

施策の方向1 食品等の安全性の確保

コンプライアンス(※)、食中毒防止対策、監視指導・検査、危機管理体制の構築を推進することにより、食品等の安全性の確保を目指します。

1 コンプライアンスの推進 **重点施策**

食品関連事業者にコンプライアンスに対する意識定着を促し、事業者によるコンプライアンス体制の構築を支援します。

また、コンプライアンスに取り組む食品関連事業者を応援する雰囲気を社会に醸成し、消費者の理解と社会全体のモラル向上を促進します。

※コンプライアンスとは

「～に依ること」という意味の英語 (compliance)。そこから派生して、「法令遵守を含めた『社会の期待』に応えること」という意味で使われる。

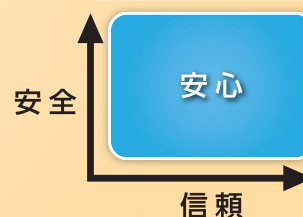
【コンプライアンスの推進が、食品の「安全」や「安心」につながります。】

食品関連事業者が社会の期待に応え、衛生管理や品質向上などの真剣な取り組みを通じて食品の安全性を向上させることで、「安全」が確保されます。

それと同時に、行政や食品関連事業者が消費者に対し十分な情報提供を行うことで、消費者の理解が促進し、消費者は食品に対する「信頼」を増していきます。

コンプライアンスの推進が、「安全」と「信頼」を生み出し、その結果、消費者の「安心」が広がっていきます。

安全	科学的に見てリスクが低いこと。(客観的)
信頼	行政、食品関連事業者等の真剣な取り組み、十分な情報提供により醸成される。
安心	消費者の心理的な判断。(主観的)



2 食中毒防止対策の推進 **重点施策**

食品関連施設等への効果的な監視指導及び消費者や食品関連事業者への食品衛生知識の普及啓発を実施することにより、食中毒の未然防止を図り、県民の健康を守ります。特に、「公共食等(※)の安全性の確保」については、重点課題として位置づけます。

※公共食等とは

学校、病院、保育所、社会福祉施設等の公共的な機関で提供される給食や、祭りなど各種イベントで提供される食を指します。

3 監視指導・検査の推進

アレルギー物質、放射性物質、農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品、環境汚染物質・環境因子、動物用医薬品、牛海綿状脳症(BSE)、健康食品、食品表示、輸入食品の監視指導・検査を推進します。特に、アレルギー物質対策及び食品表示対策については重点施策とし、対策を進めます。

○アレルギー物質対策 **重点施策**

アレルギー物質の混入防止と適正表示についての監視指導を徹底するとともに、アレルギー物質の表示制度や食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギーによる事故を未然に防止します。

また、学校給食においては、可能な限り児童生徒の個々の状況に対応した対策を行うとともに、事故発生時の緊急体制を整備します。

○食品表示対策 **重点施策**

食品表示が適正に行われるよう、事業者の食品表示に対する監視指導を適切に行うとともに、事業者に対して食品表示に関する正しい知識の普及を進めます。それと同時に、消費者が正しい知識を持って食品の選択ができるよう、消費者に対して食品表示の知識を普及します。



4 危機管理体制の構築

食品関連の事故が発生した際に迅速・的確に対応できるよう、状況の変化に応じてマニュアルの見直しを行うとともに、関係職員に周知徹底を図り、適切な運用に努めます。また、食品関連事業者と食品の危機管理に関する情報の共有を進めます。

施策の方向2 食品に対する安心感の向上

リスクコミュニケーション(※)を推進することにより、食品に対する安心感の向上を目指します。

1 リスクコミュニケーションの推進

県民や食品関連事業者との双方向のリスクコミュニケーションや食品の安全と信頼に関する情報提供、県民の意見の収集・活用を推進します。特に、双方向のリスクコミュニケーションについては重点施策として推進を図ります。

○双方向のリスクコミュニケーション **重点施策**

リスクコミュニケーションにおいては、「食品のリスクに対する総合的な理解」を重点課題として位置づけ、双方向のリスクコミュニケーションを通じて、食品安全に関する全ての関係者との情報共有を進めるとともに、関係者がそれぞれの立場において主体的な取り組みができるよう、共にリスク対策を考えていきます。

※リスクコミュニケーションとは

食品の安全性について、消費者や食品関連事業者、行政の間で情報共有や意見交換を行い、共に考えていくこと。

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

食品の安全を守る人材の確保・育成、調査研究、環境にやさしい農業、地産地消などを推進することにより、将来にわたる安全な食生活の確保を目指します。

1 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業への支援や安全な農産物の安定供給に必要な担い手を育成します。

2 地産地消の推進

県内産農産物の安定的な供給の促進とともに、農産物の直売活動の活性化や県産品を取り扱う店舗の充実、学校給食における購入費の助成などにより、県内産農産物を利用しやすい環境を整えます。



3 食品の安全を支える調査研究の推進

農畜産物の生産技術や、食品の安全性に関する調査研究を推進し、その成果を食品安全施策に活用します。また、事業者等からの技術相談を受け付け、技術支援を行うとともに、調査研究の成果を普及します。

4 食品の安全を守る人材の確保・育成 **重点施策**

行政職員に対し、最新の知識や技術の習得機会を設け、専門性を高めます。また、食品等関連事業者に対し、食品の安全を守るために必要な知識と技術の習得を支援します。



食品の安全に関する相談窓口

■食の安全相談窓口

食の安全に関する総合窓口です。質問、要望、提案などを受付しています。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁食品安全推進室 (生活衛生課内)	058-272-8284 c11222@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域
岐阜保健所	058-380-3001 (3206)	羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜保健所本巣・山県センター	058-213-7268	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111 (266)	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111 (261)	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011 (355)	関市・美濃市
関保健所郡上センター	0575-67-1111 (352)	郡上市
中濃保健所	0574-25-3111 (355)	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
東濃保健所	0572-23-1111 (357)	多治見市・瑞浪市・土岐市
恵那保健所	0573-26-1111 (253)	中津川市・恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111 (324)	高山市・飛騨市・大野郡
飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111 (353)	下呂市

(岐阜市)

名 称	電話番号等	所管区域
岐阜市保健所	058-252-7194	岐阜市



岐阜県食品安全行動基本計画

～第3期～

平成26年4月発行

発行 岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8284

E-mail c11222@pref.gifu.lg.jp

URL <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/>

印刷 株式会社まんだら舎